

保護樹木制度を改正するにあたっての検討事項

(保護樹木の指定要件)

- 1 「市民に広く親しまれ」とは・・・
 - 1 - 2 「公共の場所から望見できる」・・・
(例：道路(里道)、公園、神社、寺など)
 - 1 - 3 「望みの度合い」・・・
(例：全容、大部分、2/3以上、近景・中景・遠景など)
- 2 「由緒由来」とは・・・
(例：御神木、杜さんなど)
- 3 「容姿がすぐれている」とは・・・
(例：自然樹形、弱剪定、強剪定など)
- 4 「健全」とは・・・
(例：老木や雷に打たれた樹木の扱いなど)
- 5 「幹周」について
- 6 「樹高」について
- 7 「その他市長が適当と認める樹木」について
(例：77ヤブツバキ、1クスノキなど)
- 8 「樹種」について
(例：成長が早い樹木(アベマキ、クヌギ、コナラ、キリなどの扱い)
(例：寿命が短い樹木(ソメイヨシノなどの扱い))
- 9 「並木」について
(例：47モミの並木、58クロマツの並木など)